

大学等における研究インテグリティの確保について

文部科学省 科学技術・学術政策局
参事官(国際戦略担当)付

新たに求められる研究インテグリティ

- 近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- 米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。

米国で確認された不適切な事例

①「千人計画」への関与についての虚偽申告

例：米司法省は、ハーバード大学化学・生物化学部長 チャールズ・リーバー教授(DOD、NIHの研究員も兼任)及び中国籍研究員2名を、中国「千人計画」への関与について調査中に虚偽の陳述を行った容疑で起訴され、リーバー氏は有罪評決となった。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢理工大や中国政府から月給5万ドル等を受領し、見返りとして武漢理工大の名義での論文発表などを求められたとされる。

②研究者の利益相反・責務相反の不適切な管理

例：カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者が11年間NIHから1000万ドルの資金を受領していたが、同研究者の研究分野に特化している中国のバイオテック企業の設立者・主要株主であること、外国政府の人材登用プログラムに参加していたことなどを開示しておらず、利益・責務相反が適切に管理されていないことが明らかとなり、辞職。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

従来、明示的に対応を進めてきた部分

研究の国際化やオープン化に伴う**新たなリスク**に対し、対応を進める部分

産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分

不正行為(捏造、改ざん、盗用)への対応としての部分

その他不正行為(二重投稿、不適切なオーサーシップ)への対応としての部分

新たに求められる部分
(研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者や研究組織としての「規範」)

研究インテグリティの確保に係る対応について

政府としての対応方針(2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定)

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による適切な情報開示

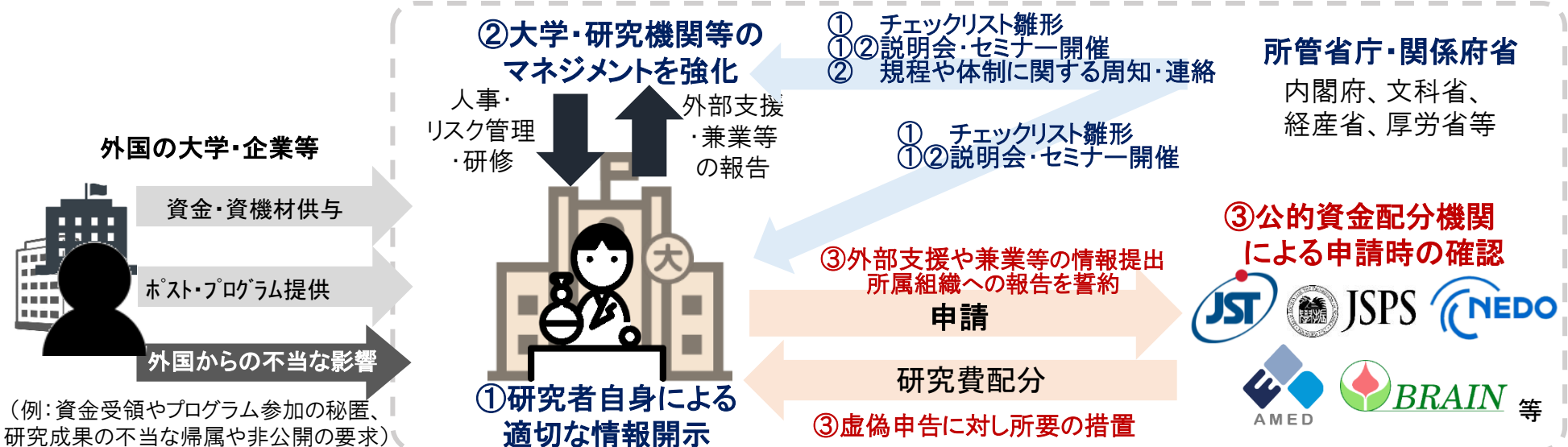
- 研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布【内、文科等】
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催【内、文科等】

②大学・研究機関等のマネジメントを強化

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催【内、文科等】
- 関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡【所管省庁】

③公的資金配分機関による申請時の確認

- 競争的研究資金に関するガイドラインを改定 2021年12月17日【内、関係省庁】
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、5年間の応募制限(2022年度の公募から反映)



(例: 資金受領やプログラム参加の秘匿、研究成果の不当な帰属や非公開の要求)

関係の規程や体制の整備に関する依頼・周知について

・大学等における研究インテグリティの確保に関し、文部科学省から関係機関に対して依頼・周知を実施。

3文科科第70号
令和3年4月27日

科学技術・学術政策研究所長
各国公立大学法人の長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人日本学術振興会理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省関係国立研究開発法人の長

文 部 科 学 省
科学技術・学術政策局長
板 倉 康 洋
(公印省略)

高 等 教 育 局 長
伯 井 美 徳
(公印省略)

研 究 振 興 局 長
杉 野 剛
(公印省略)

研 究 開 発 局 長
生 川 浩 史
(公印省略)

大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について (依頼)

研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環

事 務 連 絡
令和4年5月27日

科学技術・学術政策研究所長
各国公立大学法人の長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省関係国立研究開発法人の長

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官 (国際戦略担当)

研究インテグリティの自律的な確保の参考となる情報の提供について (周知)

研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、研究の健全性・公正性 (研究インテグリティ) の自律的な確保を支援すべく、令和3年4月の政府の統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(以下「対応方針」という。)が決定されました。

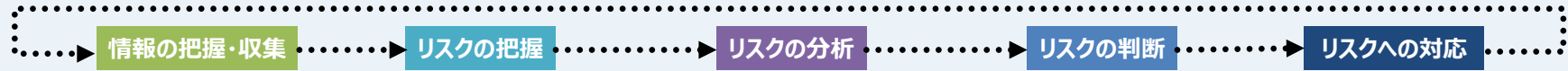
この中では、今後取り組むべき事項として、研究者による適切な情報開示に関する取組が示され、また、研究者の所属機関において、人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府として所管する研究機関に対して関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行うなどとされています。

研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体的取組に関するプラクティス (令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」検討結果概要)

ポイント

1. トップマネジメントのリーダーシップの下、既存の体制や仕組みを最大限活用しつつ、一元的に報告・相談できる専門部署の設置など、研究インテグリティに係る全組織的なリスクマネジメントシステムを整備するとともに、適切な研修等を通じて、事務部門も含めて研究インテグリティに関する理解醸成を行う。
2. 研究者等（教職員、学生等で研究活動を行う全ての者）に係る基本的な情報を、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえ、既存体制等から確実に把握するとともに、研究者等に対して適切な情報開示を行っている旨の確認を求める。
3. 既定の組織内手続の中で情報を収集するとともに、担当事務部門等がレピュテーションも含めたリスクの存在を意識し、リスクが懸念される場合には、一元的な専門部署がサイエンスメリット等も考慮して分析・判断等を行う。

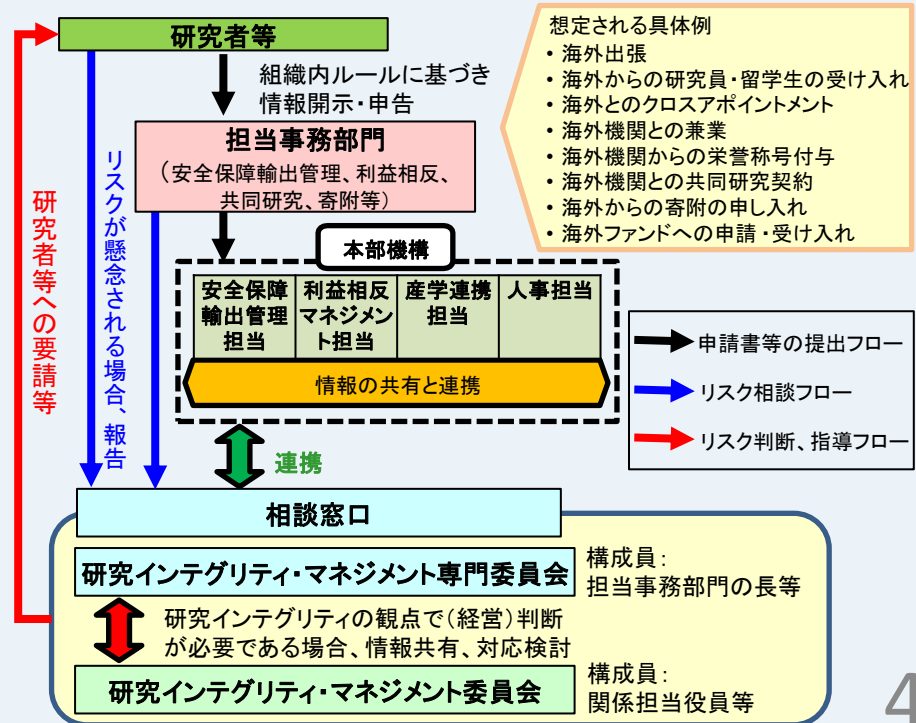
☆リスクマネジメントフローのイメージ



1. 体制・規程の整備等

- 経営層がリスクマネジメントに取り組む意義や必要性を表明し、研究活動を萎縮させないことに配慮しつつ、既存の体制や仕組みを最大限活用して実効的かつ効率的なシステムを整備する。
- 組織としてのリスクマネジメントを担う一元的な専門部署を設置し、そこに研究インテグリティに関する相談窓口の機能を持たせる。
(例えば、経営判断が必要な事案に対応する「研究インテグリティ・マネジメント委員会」、専門的な事項に対応する「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」の設置が考えられる。以降は両委員会の設置を前提としている。)
- 研究インテグリティ・マネジメント委員会等の設置・運営や、情報の把握・収集、リスクマネジメント等に必要な規程の整備や改訂を行う。
(新たに整備する規程の一例は別紙)
- 研究者等や事務部門の意識向上・理解醸成を目的とした啓発的研修にあわせて、組織としてのリスクマネジメントの実効性をより一層高めるために、国内外における新たなリスクや想定される事例等に関する研修も実施する。

☆全組織的なリスクマネジメントシステムのイメージ



2. 基本情報の収集

- 研究者等を対象とし、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえて、①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を、既存体制から確実に把握する。
- 研究インテグリティの確保に係る規程において、適切な情報開示を行っていることの確認として研究者等に確認書の提出を求めるとともに、既存体制で収集できない情報が必要となる場合には、確認書と併せて当該情報の提出を求める。

3. リスクマネジメントの運用

- 先端的な重要技術の提供、懸念度が高い相手先との交流、世界情勢等からレピュテーションリスクが懸念される案件等については、既定の判断基準に加えて、研究インテグリティの観点からのリスクを意識する。
- 担当事務部門や研究者等が、リスクマネジメントの視点を踏まえ、既定の組織内手続(安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、人事、産学連携等)の過程でリスクを把握した場合には、相談窓口へ報告する。
- 相談窓口及び研究インテグリティ・マネジメント専門委員会(経営判断が必要な事案については、研究インテグリティ・マネジメント委員会)は、リスクを分析するとともに、サイエンスメリットや意図せざる技術流出のリスク等も比較考量して対処方針を判断し、担当事務部門や研究者等に対して要請・指示等を行う。

(リスクマネジメントの運用例)

マネジメントに必要な情報	リスクマネジメントの視点
国名、機関名	✓安全保障輸出管理の懸念先かどうか
用務	✓訪問相手は誰か ✓用務内容は何か ✓頻度はどの程度か ✓報酬額が妥当か ✓責務相反・利益相反が生じていないか
提供する技術	✓研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か ✓研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や先端的な重要技術等の提供の際には、安全保障輸出管理の手続きが行われているか ✓持参する物品は何か ✓提供する技術は何か ✓派遣元に懸念はあるか
経費	✓経費はどこから支出されるか ✓旅費はどこから支出されるか
履歴書	✓今までどのような研究活動を行ってきたか
代表者	✓代表者に懸念はあるか
メンバー(氏名、職名)	✓メンバーに懸念はあるか
テーマ	✓どのような研究内容であるか
物品の提供等	✓無償の物品提供や役務提供の有無
寄附目的	✓用途の指定によって利益相反が生じないか

【研究インテグリティの確保に係る調査分析から見えてきた課題】

リスクに対する対応は、個別案件のサイエンスメリット等とのバランスにより、最終的には組織の経営判断に委ねられており、そのバランス判断は社会情勢によっても重要度の評価が異なってくる。そのため、現時点において、リスクマネジメントの判断基準を一般化して提示することは難しく、今後、懸念事例の積み上げにより徐々に形成されていくことになるが、その間においてもリスクを見逃すことなく把握することが重要である。

研究インテグリティの確保のための体制・システムを構築する際に参考となる具体的な取組の一例

研究インテグリティの確保に関する規程

(別紙)

(目的)

第〇条 この規程は、研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第〇条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(組織の長の責務)

第〇条 組織の長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第〇条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第〇条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、組織の長が〇〇をもって充てる

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第〇条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(組織)

第〇条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 組織の長が指名する役員 若干人
- 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(専門委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第〇条 委員会の庶務は、〇〇部署において処理する。

(相談窓口)

第〇条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、〇〇部署の職員をもって充てる。

(雑則)

第〇条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

チェックリスト雛形について(主なチェックポイント)

【全般的な事項】

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う各種リスク(利益相反・責務相反のリスク、技術流出・情報流出のリスク、信頼低下のリスク等)に留意するとともに、リスクが懸念される場合には、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがあるか。
- 研究活動の透明性の確保に係る情報(職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種の支援)について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っているか。

【共同研究等の手続に関する事項】

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるとともに、それに対して機関として確認や判断を行っているか。
- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告を受ける仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。
- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う際、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。
- 外国の機関・大学等との共同研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っているか。

【共同研究等の相手方に関する事項】

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認しているか。

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」の改正について

1. 改定のポイント

(1) 対象事業の範囲

従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする。

(制度数: 20件→100件以上)

(2) 提出を求める情報の範囲

● 国外も含む全ての外部からの研究費(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)

● 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

(3) 秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額、エフォート)のみ提出を求めることとした上で、さらに当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができることとする。

(4) 研究費以外の対応

研究費以外の施設・設備等による支援の情報を所属機関に報告する旨の誓約を求める。

(5) 虚偽申告への対応

5年間の応募資格制限等を課す。

2. 実施時期

令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。